論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (マネジメント)	正夕	7	﨑	善	隆		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当	八石	41					

論 文 題 目

簡易水道事業の地方公営企業法の適用に関する会計的研究 ——行財政法との接点と交錯——

論文審查担当者			
主 査	教 授	星 野 一 郎	印
審查委員	教 授	椿 康 和	印
審查委員	教 授	戸 田 常 一	印
審查委員	教 授	藤井秀樹	印

[論文審査の要旨]

本論文は、そのタイトルのとおり、わが国簡易水道事業を具体的な検討対象として、そこに おける地方公営企業法適用についての会計的論点を、とくに行財政法との関連性に着目して考 察したものである。

本論文の審査においては、簡易水道事業に対して地方公営企業法を適用する際の会計問題とその特性および背景、そこにおける国庫補助金をめぐる問題、地方公営企業法会計における資本制度改正をめぐる会計問題とその特性および背景、予算計理における認識基準をめぐる問題、簿外資産と貸倒引当金の関係(代替性)、地方公営企業法会計におけるリース会計規程をめぐる問題、企業債借入未済額と繰越明許費の計上方法をめぐる問題などを中心にした論文審査をおこなった。その際、会計学(財務会計論)上における学術的なオリジナリティーと論理的一貫性そして行財政法との関連性などを中心とした審査を実施した。

これらの論点と課題にかんして本論文は、丹念な制度調査を歴史的観点からおこなっており、簡易水道事業における地方公営企業法適用の会計問題についてあらたな知見を提示している。簡易水道事業をめぐる会計制度と財政制度の歴史的変遷を踏まえたうえでの、簡易水道事業をめぐる会計的論点を、時代的および社会的な環境との関係、さらに行財政法との関係をも含めて論述した点において本論文は網羅的かつ詳細に研究しており、その点からも高く評価できるものである。

このような点から、本論文の会計学(財務会計論)領域における学術的水準および実務的貢献は非常に高く評価できるものと、論文審査担当者は一致して判断した。

以上,審査の結果,本論文の著者は博士(マネジメント)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は, 1,500字以内とする。